

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景・趣旨

超高齢社会の進展とともに、わが国の平均寿命は飛躍的に延び、世界一の長寿国となりました。

しかし、平均寿命が延びても、不健康な期間が長いと介護や医療の費用は膨大なものとなり、少子化が進行している状況の中で現役世代の負担はますます大きなものとなります。

そのため、国民一人ひとりが自立した幸せな老後を送ることのできる健康長寿社会の実現に向けて、国民の健康増進への意欲を高め、生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばす取組が求められています。

国においては、平成12年に国民の健康づくり対策として、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題に対して、「21世紀における国民健康づくり運動〈健康日本21〉」を策定し、広く国民が主体的に取り組むことのできる健康づくり運動の総合的な推進を図ってきました。

平成15年には、健康増進法（以下「法」という。）が施行され、国民の健康づくりの総合的な推進を図るための環境整備が図られました。

その後、平成25年度から平成34年度までを計画期間とする「21世紀における第二次国民健康づくり運動〈健康日本21（第二次）〉」が示され、基本的な方向として「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防」、「社会環境の整備・改善」などが掲げられました。

さらに、平成25年6月には、「日本再興戦略」が閣議決定され、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、『国民の健康寿命が延伸する社会』の構築を目指し、予防・健康管理等に係る具体的な取組を推進することとしています。

栄養・食生活については、平成13年に、食育基本法が施行され、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう総合的な食育の推進を図るための環境整備が図られました。

母子保健については、平成13年から平成26年までを計画期間とする「健やか親子21」が示されました。これは、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や社会の環境づくりという少子化対策として、母子保健の指針となるものです。なお、今後、平成27年度からを計画期間とする「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けた「健やか親子21（第2次）」として、示されることとなっています。

東京都においては、これらの国の取組を受け、健康日本21の地方計画として、平成13年10月に「東京都健康推進プラン21」を策定し、早期発見、早期治療、発症予防に重点を置き、生活習慣病と寝たきりの予防に関する目標や健康づくり運動の推進の方策などを示し、区市町村や関係機関の取組を支援してきました。

その後、国の健康日本21（第二次）を踏まえ、平成25年度から平成34年度までを計画期間とした「東京都健康推進プラン21（第二次）」を新たに策定し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目標に掲げ、生活習慣病の発症予防や生活習慣の改善の取組を更に強化することとしています。

市においては、これらの国や東京都の取組を踏まえながら、疾病予防や早期発見を目的とした、各種がん検診、健康相談、健康教育などを実施してきました。

また、生活習慣病の予防対策として、関係部署が協働し、市民の健康の保持増進と生活習慣病予防を図ってきました。

このほか、市は、法第6条に規定された健康増進事業実施者（※）として健康づくりに関連したさまざまな事業や活動を実施してきましたが、今後は、総合的に取り組むことが必要となっています。

市民自らが心身ともに健康で生き生きとした、豊かな人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸に取り組み、その実現を図るため、市民、事業者、関係機関、行政がともに健康づくりに取り組むことが求められています。

これらのことを踏まえ、市では、総合的な健康づくりの指針として、食育推進計画（第4章第1節1）、母子保健計画（第4章第2節2）を含めた「東大和市健康増進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※ 健康増進法より抜粋（市が行う健康増進事業に関する事項）

第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定により健康増進事業を行う市町村

七 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)の規定により健康増進事業を行う者

八 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)の規定により健康増進事業を行う市町村

十 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)の規定により健康増進事業を行う市町村、後期高齢者医療広域連合

十一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定により健康増進事業を行う市町村

十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村

健康の概念は1948年の設立における世界保健機関（WHO）憲章の前文にある定義が有名です。

・公益社団法人日本WHO協会による日本語訳では、「健康とは、病気でないとか、弱っていないとかということではなく肉体的にも、精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態にあることをいう。」とされています。

(1) 「健康日本21（第二次）」について

○国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康寿命の延伸と健康格差の縮小</li> <li>生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（※）の予防）</li> <li>社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上</li> <li>健康を支え、守るための社会環境の整備</li> <li>栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善</li> </ul>

資料：国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成24年7月10日厚生労働大臣告示）より  
 ※ NCD：世界保健機関（WHO）は、糖尿病、がん、慢性肺疾患、心血管疾患などをまとめて「非感染性疾患NCD（Non Communicable Diseases）」と位置づけています。

(2) 「食育の推進に関する施策についての基本的な方針」について

○ 重点課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育（※）の推進</li> <li>生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進</li> <li>家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進</li> </ul>
○ 基本的な取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成</li> <li>食に関する感謝の念と理解</li> <li>食育推進運動の展開</li> <li>子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割</li> <li>食に関する体験活動と食育推進活動の実践</li> <li>我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献</li> <li>食品の安全性の確保等における食育の役割</li> </ul>

資料：第2次食育推進基本計画の一部改定（概要）より

※ 食育：食に関する適切な判断力を養い、食に関する感謝の念と理解を深め、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を促すことです。

(3) 「健やか親子21（第2次）」における課題の概要について

○基盤課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策</li> <li>学童期・思春期から成人期に向けた保健対策</li> <li>子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり</li> </ul>
○重点課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>育てにくさを感じる親に寄り添う支援</li> <li>妊娠期からの児童虐待防止対策</li> </ul>

資料：「健やか親子21（第2次）」について検討会報告書平成26年4月より

## 第2節 計画の性格・位置づけ

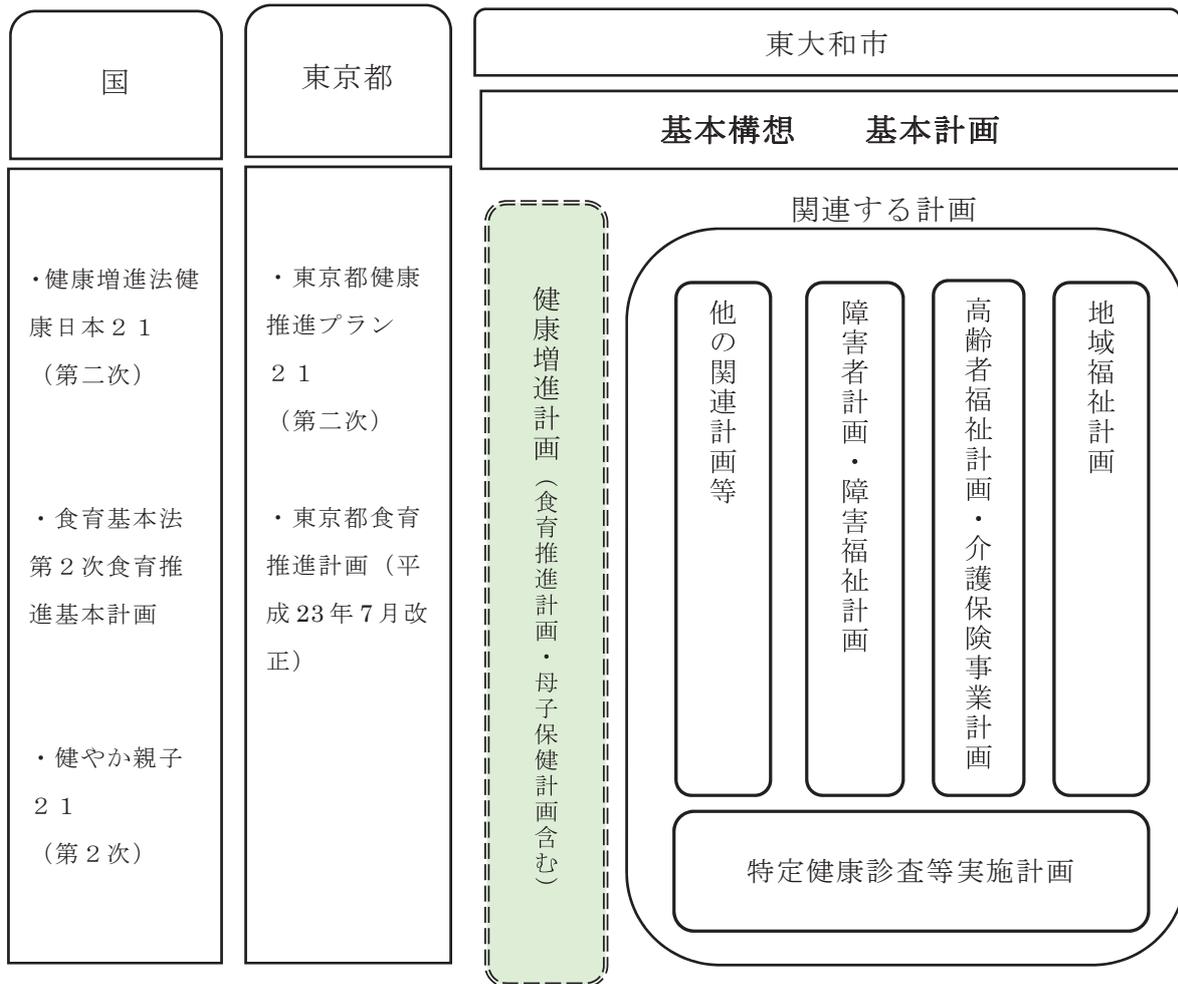
### 1 計画の性格

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、食育基本法第18条に定める「市町村食育推進計画」、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく「母子保健計画」を包含するものとします。

「東大和市第四次基本計画」を上位計画とし、その健康づくりの推進にかかる分野を具体化し、市における健康づくりの方向性を定め、そのための施策を総合的、計画的に推進するための基本的指針となるものです。

なお、策定にあたっては、国の「健康日本21（第二次）」や「健やか親子21（第2次）」、東京都の「東京都健康推進プラン21（第二次）」、「東京都食育推進計画」等や市の関連計画との整合性を図ります。

### 2 計画の位置づけ



(1) 計画の法的根拠等

○健康増進計画（健康増進法）

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

○食育推進計画（食育基本法）

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

○母子保健計画（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知に基づく計画）

母子保健計画策定指針について

第2 母子保健計画の策定について

1 母子保健計画の策定の趣旨 省略

2 母子保健計画の策定の主体

母子保健計画は、市町村及び都道府県が策定するものとする。

3 母子保健計画の内容

2 1世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本とし、母子保健計画を策定するものとする。

以下 省略

(2) 国・東京都の関連計画や取組等

○国

- ・がん対策推進基本計画（がん対策基本法）
- ・医療計画（医療法）
- ・子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- ・肝炎対策基本指針（肝炎対策基本法）
- ・スマート・ライフ・プロジェクト
- ・国民の健康寿命が延伸する社会に向けた予防・健康管理に係る取組の推進  
（日本再興戦略 戦略市場創造プラン）
- ・地域保健対策の推進に関する基本的な指針（地域保健法）

○東京都

- ・2020年の東京
- ・東京都保健医療計画
- ・東京都がん対策推進計画
- ・東京都歯科保健目標 いい歯東京
- ・東京都北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン

### 第3節 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成32年度（目標年度）までの6年間とします。

本計画と市の関連計画の計画期間

計画名称	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	
第四次基本計画	平成25～33年度										
健康増進計画（食育推進計画・母子保健計画含む）	平成27～32年度										
第五次地域福祉計画	平成27～32年度										
高齢者福祉計画	平成27～29年度										
第6期介護保険事業計画	平成27～29年度										
第3次障害者計画	平成27～29年度										
第4期障害福祉計画	平成27～29年度										
第2期特定健康診査等実施計画	平成25～29年度										
子ども・子育て支援事業計画	平成27～31年度										

国及び東京都の関連計画

国：健康日本21（第二次）	平成25～34年度									
国：第2次食育推進基本計画	平成23～27年度									
国：健やか親子21（第2次）	平成27～36年度									
東京都健康推進プラン21（第二次）	平成25～34年度									
東京都がん対策推進計画（第一次改定）	平成25～29年度									
東京都食育推進計画（平成23年7月改正）	平成23～27年度									
その他：東京都歯科保健目標「いい歯東京」（平成23～27年度）										
東京都北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン（平成25～29年度）										